

保存期間：10年  
(平成40年末)  
平成30年1月24日

資料

4-2

# 参考資料

# ～国税庁の組織～

財務省

国税庁（本庁）

税務大学校

（本校と全国12の地方研修所）

国税不服審判所

（本部と全国12の支部等）

地方支分部局

国税局（12）

沖縄国税事務所を含む。

税務署（524）

総務課

（署内調整、総務、人事、  
会計、厚生、苦情対応）

税務広報広聴官

（広報・広聴）

管理運営部門

（納税者窓口、申告書等  
処理、納税者管理、国税  
の債権管理）

徴収部門

（滞納整理）

個人課税部門

（申告所得税、消費税、  
資料情報）

資産課税部門

（相続税、贈与税、譲渡  
所得、路線価図の作成）

法人課税部門

（法人税、消費税、源泉  
所得税、間接緒税）

酒類指導官

（酒税、酒の免許）

※ 税務署の規模によって、置かれている部門の種類や数が異なる。

## ～国税庁の任務と使命～

### 国税庁の任務 (財務省設置法第19条)

国税庁は、

- ① **内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現**
- ② **酒類業の健全な発達**
- ③ **税理士業務の適正な運営の確保**

を図ることを任務とする。

・ 国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという**申告納税制度**を採用(地方税の多くは賦課課税方式)。

・ 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ(憲法第30条)。

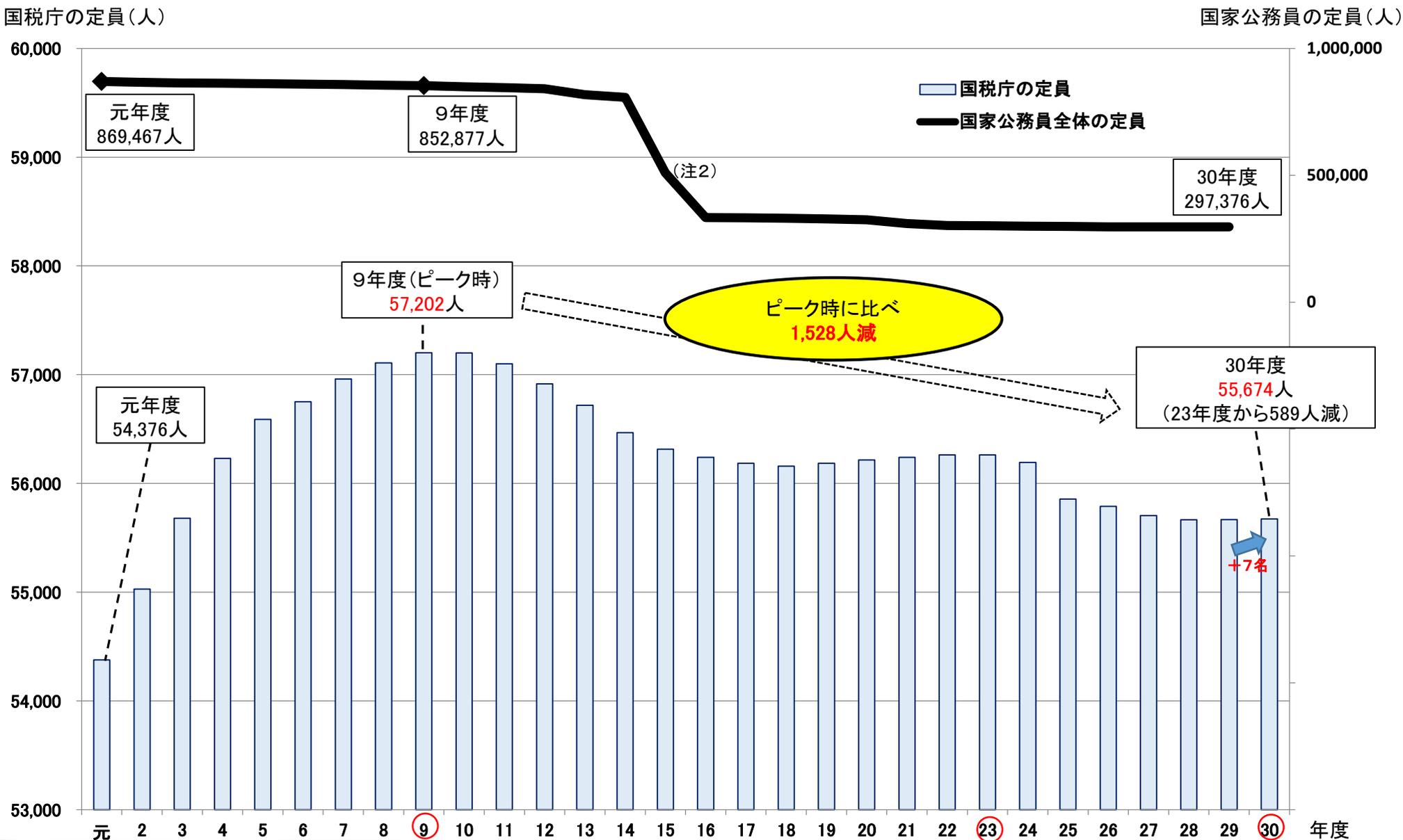
### 国税庁の使命 (国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令)

「**納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する**」 (第3条《事務の実施基準》)

- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現(第4条《準則》一)
  - (1) 納税環境の整備
  - (2) 適正・公平な税務行政の推進
- 2 酒類業の健全な発達(同条二)
  - (1) 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
  - (2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。
- 3 税理士業務の適正な運営の確保(同条三)

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

# ～国税庁の定員の推移～

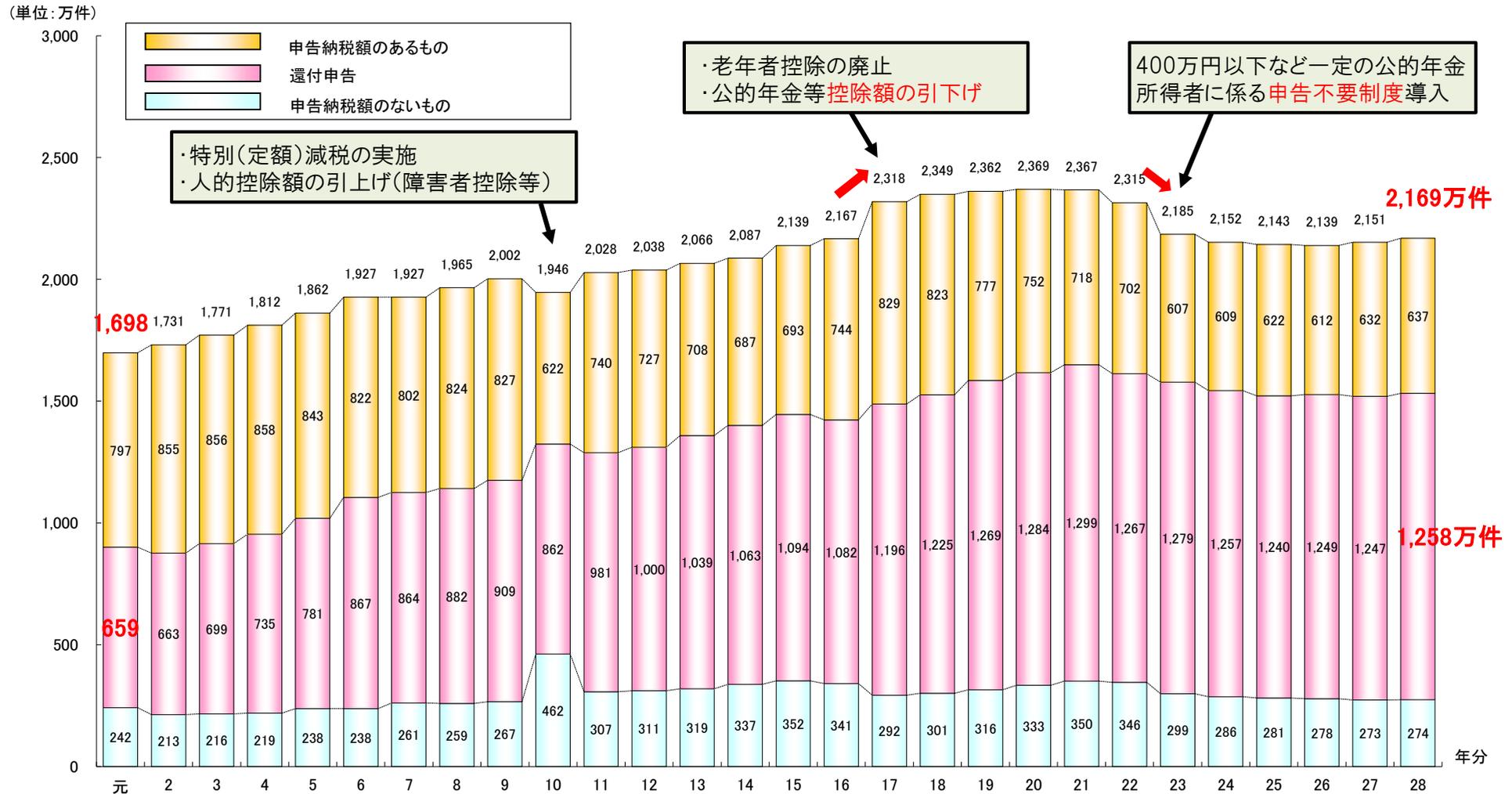


(注1) 国家公務員全体の定員：地方警務官を含み、自衛官を除く。

(注2) 主な減少の要因：郵政公社化▲28.6万人(15年度)、国立大法人化▲13.3万人(16年度)

# ～所得税の申告件数の増加～

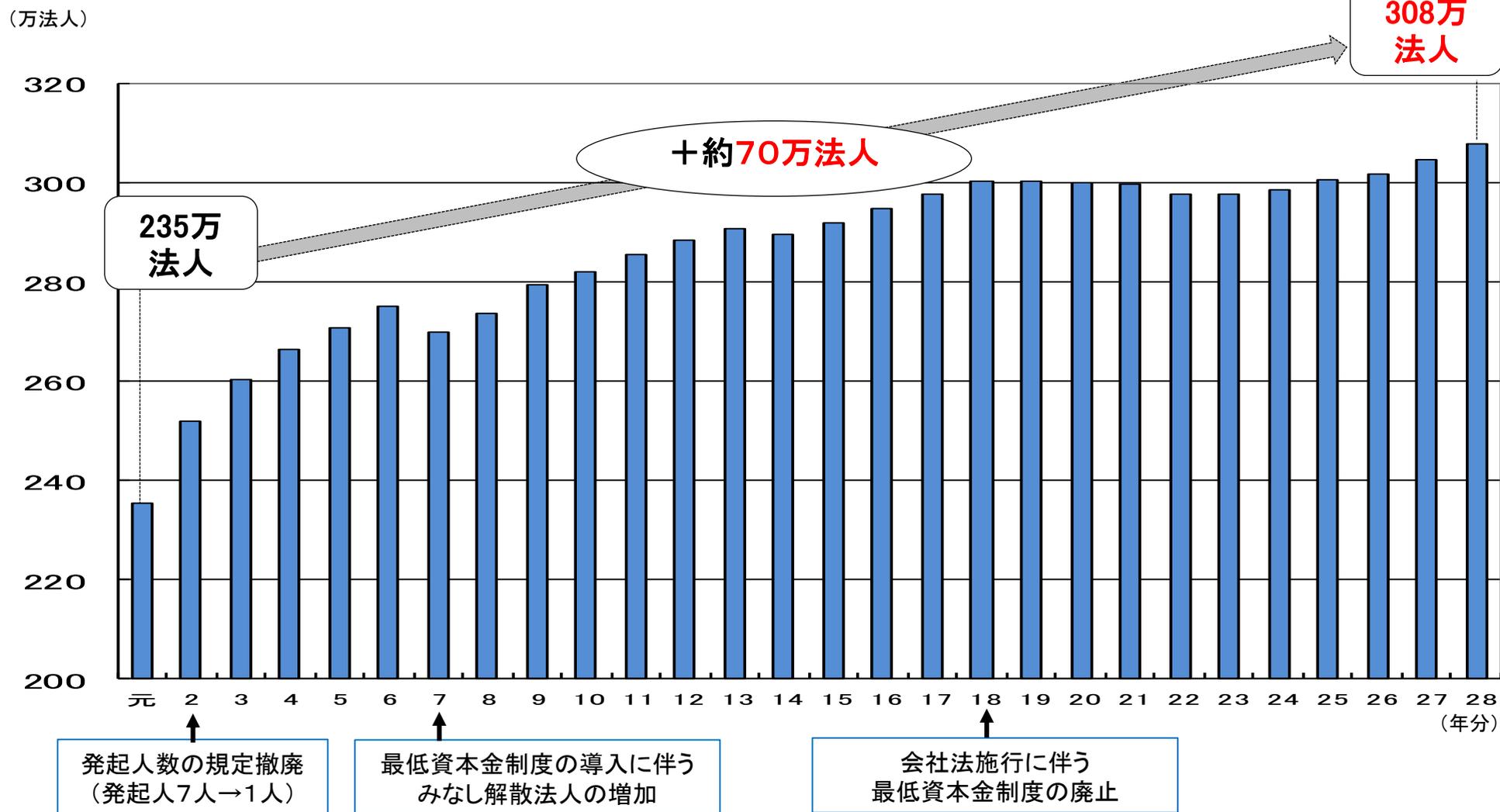
- 申告件数：平成元年比、約**500万件**（約**1.3倍**）増加（1,698万件→2,169万件）
- 還付申告件数：平成元年比、約**600万件**（約**2倍**）増加（659万件→1,258万件（全申告件数の過半数））



(注)いずれも翌年3月末までに提出された申告書の計数である。

# ～法人数の増加～

法人数は、平成元年から70万法人増えて、**308万法人**に増加

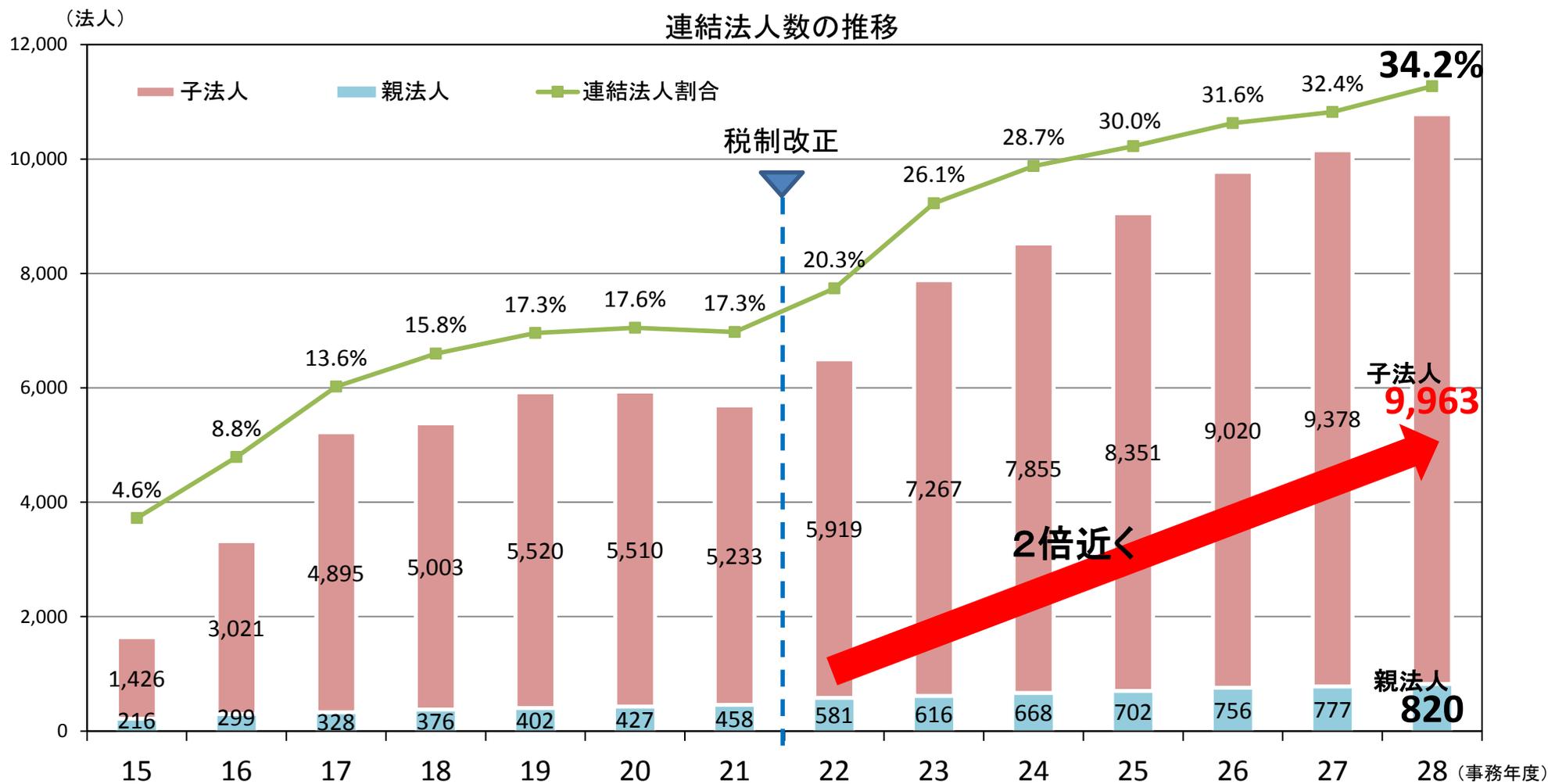


(注) 法人数は清算中法人の数を含めていない。

# ～連結法人数の急増～

連結法人数が平成22年度税制改正(※)以降、特に増加。

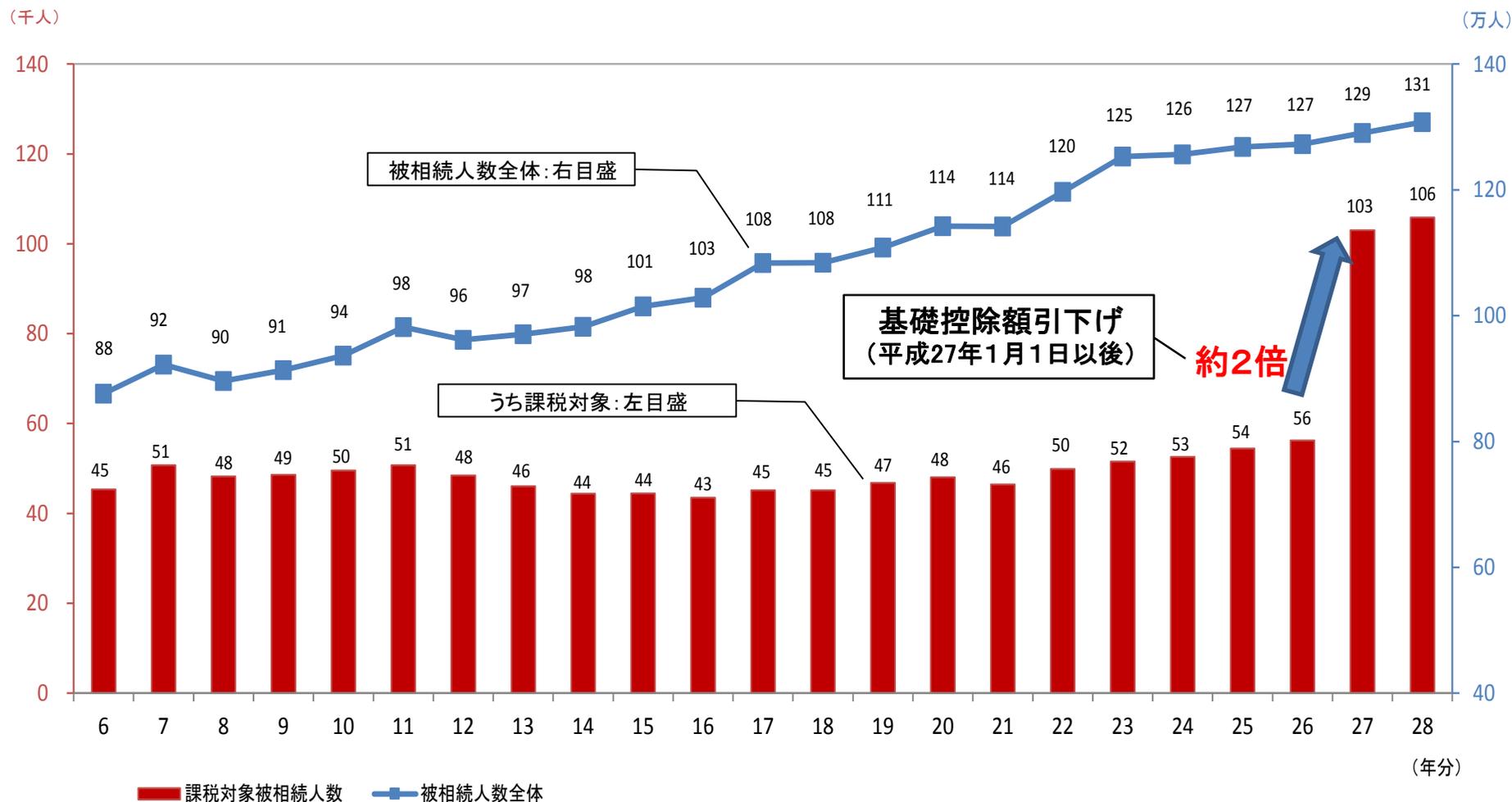
※連結子法人の欠損金の持込緩和等



(注) 1 上記計数は、国税局調査部が所管する法人（原則として資本金額（連結子法人については連結親法人の資本金額）が1億円以上の法人）のみを対象に集計したものである。  
 2 連結開始前の欠損金額について、22年度税制改正前は原則として連結親法人の欠損金額のみが連結納税に持ち込めるとされていたものが、改正後は連結納税の開始に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人の欠損金額も持ち込めるよう緩和された。

## ～相続税の申告件数の増加～

平成27年分の申告件数(課税対象被相続人数)は、平成26年分と比較して**約2倍**に増加



## ～BEPSプロジェクト～

### BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源侵食と利益移転)

多国籍企業が活動実態と各国の税制度のズレを利用して国際的に課税逃れを行っている問題

平成24年 OECDが「BEPSプロジェクト」を立ち上げ(G20メンバー8か国(中、印、露等)も議論に参加)

平成27年 「最終報告書」公表し、BEPSへの対抗措置を勧告

例) 外国子会社合算税制の強化、新たな移転価格ルール、多国籍企業の企業情報の文書化、相互協議の改善

平成28年 京都開催のOECD租税委員会でBEPS正式メンバー国が46か国から82か国・地域に拡大

※平成29年11月現在のBEPS正式メンバー国等の総数は108か国・地域



- 各国は必要な法整備や租税条約の改正等により、勧告を確実に実施することが必要
- 実施状況については、モニタリングが行われる

#### 【BEPS最終報告を踏まえた日本の税制改正】

平成27年度改正	「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」
平成28年度改正	「多国籍企業情報の報告等に係る制度」
平成29年度改正	「外国子会社合算税制」

## ～情報収集ツール～

情報収集ツール	概要
① 国外送金等調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円超</li> <li>・金融機関が、①送金者及び受領者の氏名、②取引金額及び③取引年月日等を記載・提出（平成10年4月施行）</li> </ul>
② 国外証券移管等調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内と国外の証券口座間で有価証券を移管等をした顧客</li> <li>・金融商品取引業者等が、①顧客の氏名、②有価証券の種類及び③銘柄等を記載・提出（平成27年1月施行）</li> </ul>
③ 国外財産調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）を有する者が、①財産の種類及び②価額等を記載・提出（平成26年1月施行）</li> <li>・正当な理由がない不提出や虚偽記載には罰則適用</li> </ul>
④ 財産債務調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得金額2,000万円超、かつ、3億円以上の財産、又は1億円以上の有価証券等を有する者が、①財産の種類及び②価額等を記載・提出（平成28年1月施行）</li> </ul>
⑤ 金融口座情報の自動的情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際基準である「共通報告基準（CRS）」に基づく。</li> <li>・非居住者の金融口座情報（①口座残高、②利子・配当等の年間受取総額等）を外国当局と交換</li> <li>・平成29年から金融機関による手続を開始。30年9月までに外国当局と初回の情報交換を開始</li> </ul>
⑥ 多国籍企業情報の情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの、国ごとの活動状況に関する情報（「国別報告事項」）を所轄税務署長に提供（平成28年4月施行）</li> <li>・平成30年9月までに、外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国から情報を受領</li> </ul>

## ～いわゆる「パラダイス文書」について～

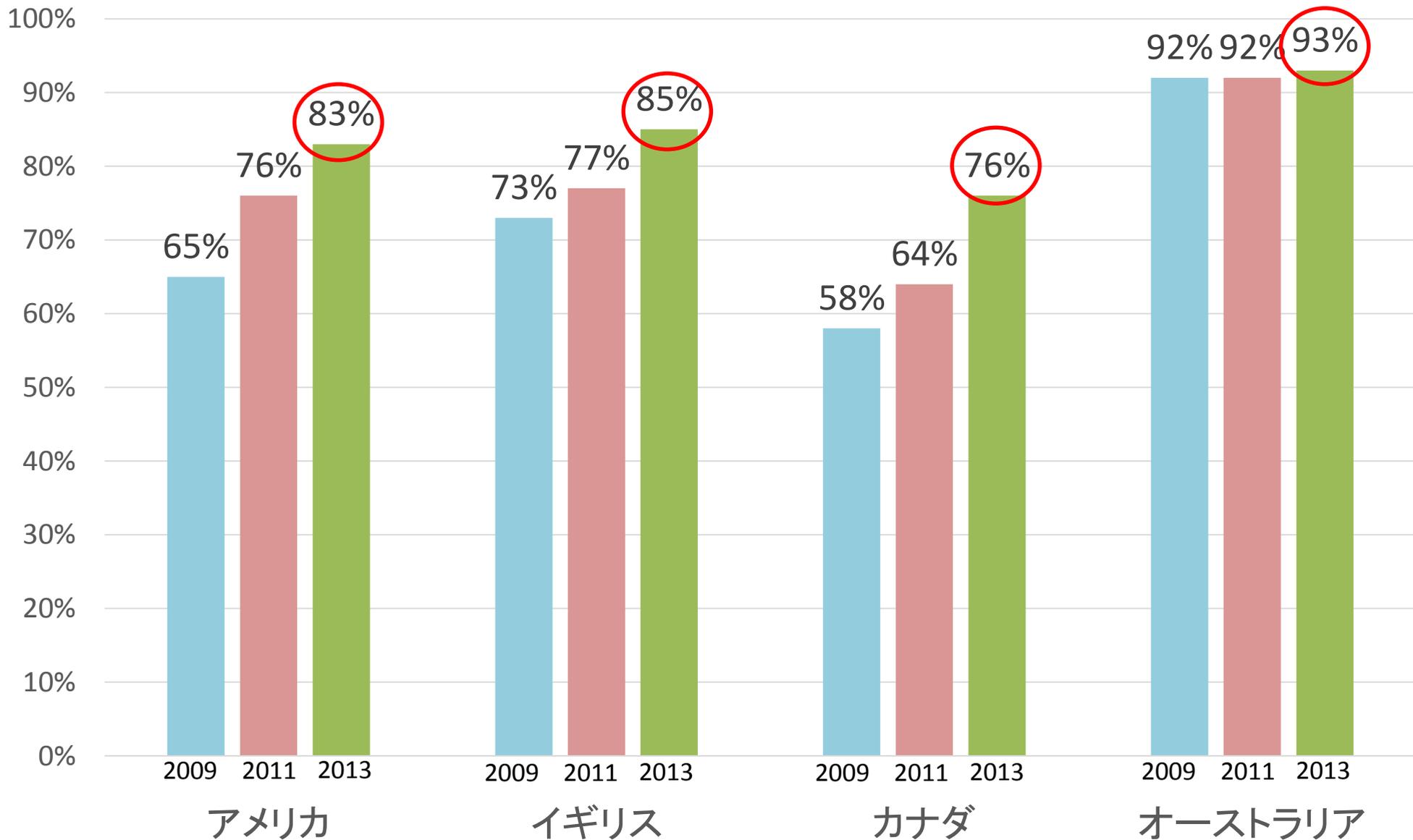
### いわゆる「パラダイス文書」について（報道ベース）

- 大西洋にある英領バミューダ諸島などのいわゆる「タックスヘイブン」に設立されたオフショア事業体などに関する電子ファイル約1,340万件を南ドイツ新聞と国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)が入手。
- ICIJと提携メディアは、それを「パラダイス文書」と名付けて世界一斉(日本時間で平成29年11月6日(月)午前3時)に報道を開始。
- ICIJは、平成29年11月17日(金)、「パラダイス文書」のデータの一部をホームページ上で公表。公表されたデータは、オフショア事業体の名称・所在地、その役員・株主の氏名・住所などをデータベース形式でまとめたもの。

※ 「国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)」

1989年に創設された非営利の報道機関「Center for Public Integrity」の国際報道部門。米国のワシントンD.C.に本部がある。70カ国・200人以上のジャーナリストが連携し、国際的な社会問題取材し報道する活動を行っている。

# ～諸外国におけるICT化の現状(所得税の電子申告割合)～



出典: OECD Tax Administration 2015

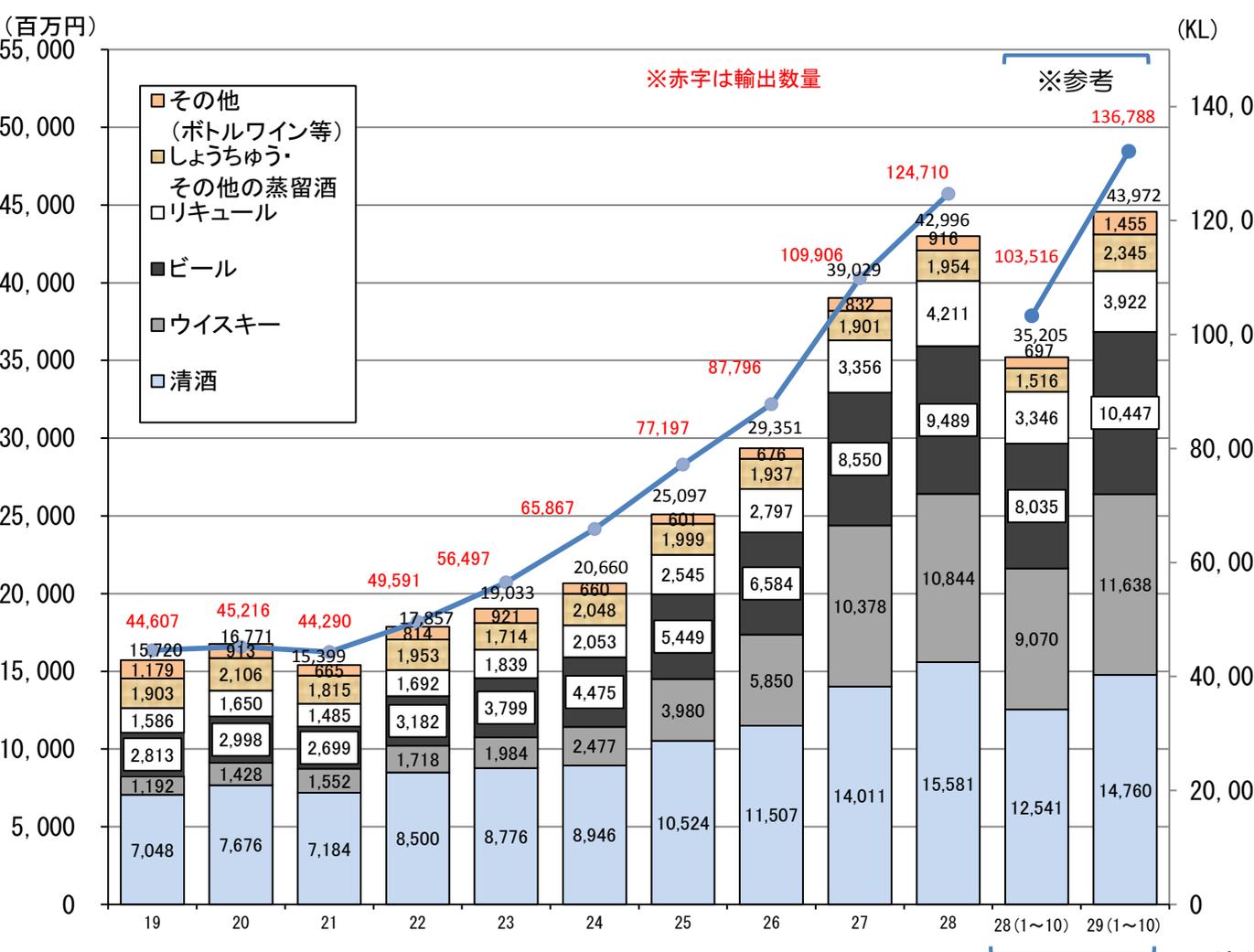
～諸外国におけるICT化の現状(法人の申告の状況)～

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
電子申告割合	68% (2014年)	98% (2013年)	n.a.	96% (2013年)
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	原則義務化	原則義務化
電子申告義務対象者	一定規模の法人 <small>(課税年度末時点の総資産が1,000万ドル以上で、暦年で250件以上の申告書等を提出する普通法人等)</small>	全法人	全法人	全法人
電子申告を義務化した年	2005年12月31日以降に終了する課税年度	2010年4月1日以降に終了する課税年度であって、2011年4月1日以降に行われる申告	2011年1月1日以降に開始する事業年度	2012年12月31日以降に終了する課税年度

## ～最近の日本産酒類の輸出動向について～

○ 平成28年の輸出金額は約430億円(対前年対比110.2%)となり、5年連続で過去最高を記録。

○ 平成29年1～10月の輸出については、輸出金額は約440億円(対前年同期比124.9%)、輸出数量が約136,788kℓ(対前年同期比132.1%)となり、平成28年の累計を金額、数量ともに上回っている。



○品目別輸出金額

(単位:百万円)

品目	H28	対前年比	H29(1~10)
清酒	15,581	111.2%	14,760
ウイスキー	10,844	104.5%	11,638
ビール	9,489	111.0%	10,447
リキュール	4,211	125.5%	3,922
焼酎等	1,954	102.8%	2,345
その他 (ボトルワイン等)	916	110.1%	1,455
輸出金額合計	42,996	110.2%	43,972

○品目別輸出数量

(単位:KL)

品目	H28	対前年比	H29(1~10)
清酒	19,737	108.6%	18,621
ウイスキー	4,939	105.2%	4,739
ビール	82,926	112.4%	94,592
リキュール	10,196	139.0%	9,437
焼酎等	3,834	105.0%	4,115
その他 (ボトルワイン等)	3,078	135.3%	5,284
輸出数量合計	124,710	113.5%	136,788

(年)

出典:財務省貿易統計